

令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

令和6年度の市民税・県民税は、前年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の所得を基に計算されます。この手引きでは、市民税・県民税申告に関する概略を載せています。

～申告が必要な人～

令和6年1月1日現在春日井市に居住し、令和5年中に所得のあった人
ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

- 1 税務署へ令和5年分の確定申告書を提出する人
- 2 令和5年中の所得が給与所得のみの人で、勤務先から春日井市へ給与支払報告書が提出されている人
- 3 令和5年中の収入が公的年金等のみの人で、次のいずれかの条件にあてはまる人
 - (1) 昭和34年1月1日以前の生まれの人で、公的年金等の収入金額が152万円以下の人
 - (2) 昭和34年1月2日以後の生まれの人で、公的年金等の収入金額が102万円以下の人

～申告をお勧めする人～

令和5年中に収入がなかった人でも、次に該当する人は申告（0円申告）をお勧めします。

- 健康保険の扶養確認のため所得課税証明書等が必要になる人
 - 未成年（高校生以下）の子の保護者
 - 公営住宅等に入居されている人、または入居予定の人
- ※収入がない人の申告（0円申告）の方法は次のとおりです。

〔収入がない人の申告（0円申告）方法〕

〈申告書 表面〉

1 住所、氏名、生年月日、電話番号等を記入。

2 「2 所得金額」の合計⑳欄に「0」を記入。

3 申告する人に扶養親族がいる場合は、扶養親族の名前、生年月日、同居別居の別、障がいの有無等について記入。
※1人の扶養親族について、他の納税義務者と重複して扶養親族とすることはできません。

4 非課税所得がある人は7ページを参照して記入。

～申告期間・受付窓口～

1 申告期間 令和6年3月15日（金）まで

2 受付窓口 春日井市 市民税課（市役所2階）

令和6年2月1日（木）～3月15日（金）〈土・日・祝日を除く〉

午前9時～午前11時30分、午後1時～午後3時

※市民税課窓口では、混雑緩和のため、申告書の作成は行いません。資料の写しを取らせて頂き、後日、作成した申告書の控えを郵送する対応となります。

郵送提出にご協力ください。

※資料の返却は行いませんので、必要に応じて郵送前に写しをお取りください。

〔申告書提出・問い合わせ先〕

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市 市民税課（市役所2階）

電話 0568-85-6093～6096（平日のみ）

※おかけ間違いにご注意ください。

目次

1	申告に必要なもの	2 ページ
2	医療費控除を申告する人へ	2 ページ
3	郵送時の注意事項	2 ページ
4	分離課税所得を申告する人へ	3 ページ
5	ホームページを利用した市民税・県民税の申告	3 ページ
6	所得課税証明書のコンビニ交付サービスについて	3 ページ
7	公的年金受給者の人の申告方法確認フローチャート	4 ページ
8	年金受給者の人へ	5 ページ
9	申告書記入例	6 ページ
10	所得金額	8 ページ
11	所得控除	10 ページ
12	税額控除	12 ページ
参考1	生命保険料控除の計算等	13 ページ
参考2	医療費控除の明細書（記載例）	14 ページ
	申告書（下書き用）	15 ページ
	市民税・県民税及び森林環境税の税額	16 ページ
	市民税・県民税が課税されない人	16 ページ

1 申告に必要なもの

- 1 給与、年金所得に係る源泉徴収票
 - 2 給与、年金以外の所得について収入金額及び必要経費のわかる帳簿書類等
 - 3 障害者手帳、障害者控除対象者認定書、学生証等
 - 4 医療費控除に係る明細書
 - 5 生命保険料控除、地震保険料控除に係る控除証明書
 - 6 寄附金税額控除に係る受領証又は控除証明書
 - 7 各種保険料（国民健康保険税（料）、介護保険料等）の支払額が確認できるもの
 - 8 国民年金保険料を支払ったことを証明する書類
 - 9 申告者のマイナンバーが確認できるもの
〈例1〉マイナンバーカード
〈例2〉「個人番号が記載された住民票の写し」又は「通知カード」+運転免許証、健康保険証等
- ※印鑑は不要です。

2 医療費控除を申告する人へ

記載例（14 ページ）を参考に、必ず医療費控除の明細書を作成してください。

※令和3年度から、領収書の添付又は提示による医療費控除の適用はできなくなっております。

3 郵送時の注意事項

- 1 各種控除証明書は、原本を同封してください。
- 2 源泉徴収票や障害者手帳、学生証等は写しを同封してください。
- 3 添付書類は、のり付けをしないでください。
- 4 申告内容に不明な点がある場合は、確認のため連絡することがあります。日中連絡のつく電話番号（携帯可）を必ず記入してください。
- 5 控除に関する証明書等が同封されていないと、控除が認められない場合があります。
- 6 同封していただいた添付書類は、お返しいたしません（添付書類の控えが必要な方は、事前に写しをお取りください。）。
- 7 申告書の控えの返送を希望する人は、返送用封筒（返送先を記入し、切手を貼ったもの）を同封してください（控えは所得や課税内容を証明するものではありません。）。

4 分離課税所得を申告する人へ

分離課税用の市民税・県民税申告書様式は、市ホームページに掲載していますので、そちらをダウンロードしてご利用ください。

春日井市 市民税・県民税申告書

検索



春日井市 HP
市民税・県民税申告書

[上場株式などの所得税と市民税・県民税の課税方式を一致させる制度改正について]

令和6年度（令和5年分）以降の市民税・県民税について、所得税と異なる課税方式を選択できなくなりました。

「所得税」においては、これまでどおり課税方式が選択できますが、令和6年度以降の「市民税・県民税」は、「所得税」で選択した課税方式がそのまま適用されることとなります。

※申告した上場株式等の配当所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、市民税・県民税の非課税判定及び国民健康保険税算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれます。

5 ホームページを利用した市民税・県民税の申告

市ホームページから市民税・県民税の申告書を作成することができます。「申告書作成」から進んで、所得及び控除をすべて入力すると、次年度の市民税・県民税額及び森林環境税額、ふるさと納税の上限値が試算され、PDF ファイルで申告書が作成されます。

「申告書作成」は、途中保存が可能です。また、医療費控除の明細書についても同様に途中保存が可能です。

(申告書の作成システム利用時の注意事項)

次の項目についてはシステムが対応していません。

- 1 申告書裏面の作成
- 2 所得税の確定申告書の作成
- 3 分離課税用の申告書の作成
- 4 営業等、農業、不動産所得の収支内訳書の作成
- 5 損益通算及び損失の繰越控除
- 6 専従者控除

春日井市 市民税・県民税申告書作成コーナー

検索



春日井市 HP
市民税・県民税申告書
作成コーナー

6 所得課税証明書のコンビニ交付サービスについて

店 舗：全国のコンビニエンスストア等（マルチコピー機設置店）

利用時間：午前6時30分～午後11時（ただし、各店舗の営業時間内）

必要なもの：マイナンバーカード

※4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書用)を入力していただき、本人確認を行います。

料 金：300円/通（市役所等窓口での手数料と同じ額）

対 象：春日井市民（市外へ転出した人や1月1日に市民でなかった人は利用できません。）で、所得情報がある人（所得情報がない人は市民税・県民税申告が必要です。）

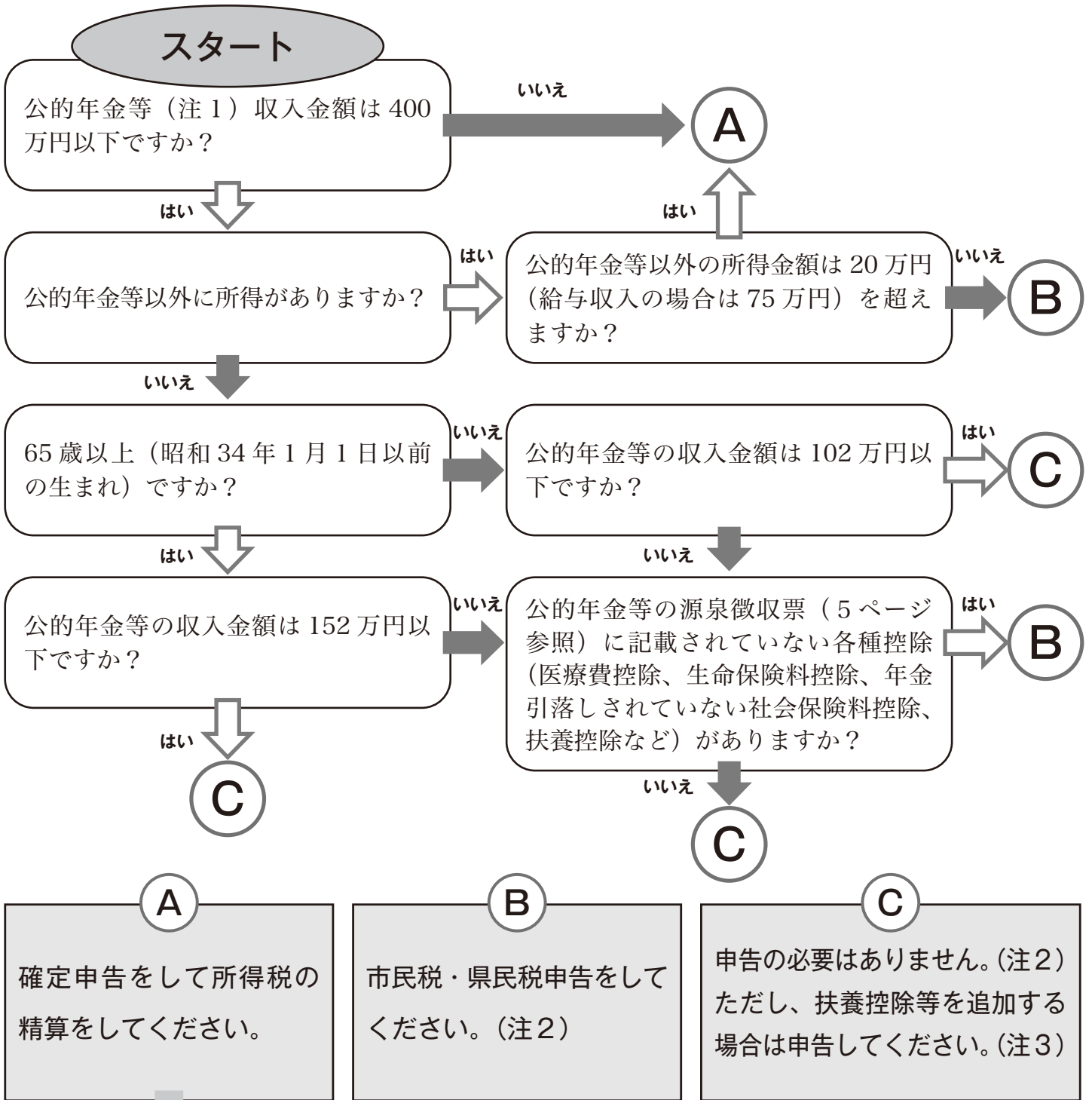
新たな年度の「所得課税証明書」は、毎年6月1日から取得できます。

令和5年中（1～12月）所得を記載した令和6年度所得課税証明書 → 令和6年6月1日から。

※コンビニ交付で取得できる証明書は最新年度のみです。

7 公的年金受給者の人の申告方法確認フローチャート

○次の図に沿って、申告が必要かどうかを確認してください。



※BとCの人は次の『8 年金受給者の人へ』もご確認ください。

◎ 確定申告について

小牧税務署 (TEL (0568) 72-2111) へ提出してください。

申告期間：令和6年2月16日(金)～3月15日(金)

申告相談会場：小牧勤労センター (小牧市大字上末 2233-2)

※グリーンパレス春日井でも申告相談を実施します。(ただし、分離課税所得(土地、建物、株式、先物等)や贈与税等の申告相談は不可。完全予約制。予約方法は1月号広報や市ホームページでご確認ください。)

※市役所では、所得税の確定申告・相談は行っておりません。

(注1) 遺族年金・障害年金は非課税所得(7ページ参照)のため、公的年金等には含まれません。

(注2) 所得税の源泉徴収税額がある人は、確定申告をすることで所得税の還付を受けられる場合があります。

(注3) 所得課税証明書に扶養控除等の記載が必要な人で、源泉徴収票に控除等の記載がない人は、申告してください。

8 年金受給者の人へ

○公的年金を受給していて確定申告をしない人へ

〈年金受給者の確定申告不要制度〉

公的年金等の収入金額の合計が 400 万円以下
かつ
公的年金等に係る雑所得以外の所得金額
(個人年金や給与、配当、一時所得等) が 20 万円以下

**所得税の確定申告を
する必要はありません**

※所得税の還付を受けるためには、
確定申告をする必要があります。



でも、確定申告をしなかったら
市民税・県民税が高くなった！ という人は…

市民税・県民税の申告をしてください

確定申告をする必要がない人でも、「市民税・県民税申告」をして、各種控除の適用を受けることで、市民税・県民税の額を減額できる場合があります。
「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている所得控除以外の各種控除を受ける場合は、「市民税・県民税申告」をする必要があります。

公的年金等の源泉徴収票の例

※配偶者の年金は含めません。合計しないようご注意ください。

令和 5 年分のご自身の
「公的年金等」は、すべて
合計してください。

年金支払金額（2ヶ所以上ある
人はその合計金額）が 400
万円を超える人は、税務署で
確定申告をしてください。

所得税の源泉徴収税額がある
人は、確定申告をすることで、
所得税の還付を受けられる場
合があります。

令和 5 年分 公的年金等の源泉徴収票												
支払を受ける者		住所又は居所 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地				生年月日		年金の種類別				
氏名 春日井 太郎						昭和 16 年 12 月 16 日		老齢基礎・厚生				
区分		支払金額				源泉徴収税額						
所得税法第 203 条の 3 第 1 号・第 4 号適用分		1,714,326 円				10,510 円						
所得税法第 203 条の 3 第 2 号・第 5 号適用分		円				円						
所得税法第 203 条の 3 第 3 号・第 6 号適用分		円				円						
所得税法第 203 条の 3 第 7 号適用分		円				円						
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16 歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	人	人	人	91,400 円
					★							
源泉控除対象配偶者		(フリガナ) 氏名		区分			(適用) 【社会保険料の内訳】					
控除対象扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分			介護保険料額					
16 歳未満の扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分			91,400 円					

配偶者等、本人以外が受けとる年金から天引きされている社会保険料は、申告できません。

本人の氏名の記載のある源泉徴収票のみ、申告してください。

申告書を提出する場合は、ここに記載されている事項に変更がない場合も申告書に必ず記載してください。申告書に記載のない事項は原則適用できません。

各種所得控除の欄
扶養状況の不整合や、年金から天引きされている社会保険料の他に納めている社会保険料がある場合は、申告することで控除を修正できます。

9 申告書記入例



(宛先) 春日井市長

令和6年度 市民税・県民税申告書

現住所	春日井市鳥居松町5丁目44番地	個人番号	111111111111
1月1日現在の住所	同上	電話番号	0568-81-5111
フリガナ	カスガイ タロウ	生年月日	16.12.16
氏名	春日井 太郎	世帯主の氏名	春日井 太郎
		世帯主との続柄	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 免・保・マ・在・他 ()

社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	国民健康保険	19,200 円	介護保険	91,400 円
	後期高齢者医療	211,000 円	国民年金	
	その他		合計	321,600 円
小規模企業共済等掛金控除	掛金の種類	支払った掛金		
生命保険料控除	56 生命保険料の計	円	44 生命保険料の計	円
	57 個人年金保険料の計	円	45 個人年金保険料の計	円
	58 介護医療保険料の計	12,000 円		35,000 円
地震保険料控除	47 地震保険料の計	40,000 円	46 旧長期損害保険料の計	円
本人控除	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者控除 (身体・精神療育・その他) <input type="checkbox"/> 寡婦控除 (死別・生死不明・離婚・未帰還) <input type="checkbox"/> ひとり親控除 (学校名) <input type="checkbox"/> 勤労学生控除			
扶養控除	配偶者の氏名	春日井 花子	生年月日	25.3.5
	配偶者の合計所得金額	0 円		
	氏名	春日井 一郎	生年月日	13.4.5
	氏名	春日井 和子	生年月日	50.1.6

こちらに記載がない場合は、控除が認められません。記入漏れがないようご注意ください。
 ※1人の扶養親族について、他の納税義務者と重複して扶養親族とすることはできません。

雑損控除	損害の原 因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	円	円
	104 支払医療費等	200,000 円	105 保険金などで補填される金額
医療費控除			50,000 円

5 寄附金に関する事項	98 都道府県・市区町村分 (特別控除対象)	100 愛知県条例指定分
	99 愛知県共同基金分、日本赤十字愛知県支部分、都道府県・市区町村分 (特別控除対象)	101 春日井市条例指定分

個人で事業を行っている人の記帳・帳簿等の保存について
 個人の白色申告の人で、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての人(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない人も対象です。)は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。詳しくは最寄りの税務署(小牧税務署0568-72-2111)にお問い合わせください。

収入金額等	1 事業 営業等	①	1,300,000 円
	事業 農業	②	
	不動産	⑤	720,000
	利子	⑥	
	配当	⑦	
	給与	⑧	1,515,400
	公的年金等	⑩	1,714,326
	雑業 務	⑥⑩	
	その他	⑥⑩	
	総合譲渡	⑫	
	短期	⑬	
	長期	⑬	
	一時	⑭	300,000
	合計	⑭	3,000,000
所得金額	2 事業 営業等	⑮	500,000
	事業 農業	⑮	
	不動産	⑳	300,000
	利子	㉑	
	配当	㉒	
	給与	㉓	865,400
	公的年金等	㉔	614,326
	雑業 務	⑥㉔	
	その他	⑥㉔	
	総合譲渡・一時	㉖	150,000
合計	㉖	2,429,726	
所得から差し引かれる金額	4 社会保険料控除	㉚	321,600
	小規模企業共済等掛金控除	㉛	
	生命保険料控除	㉜	69,500
	地震保険料控除	㉝	20,000
	寡婦・ひとり親控除	㉞	
	勤労学生・障害者控除	㉟	260,000
	配偶者控除	㊱	380,000
	配偶者特別控除	㊲	
	扶養控除	㊳	780,000
	基礎控除	㊴	430,000
小計			
雑損控除	㉟		
医療費控除	㊱	50,000	
合計	㊱	2,311,100	

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

事業（営業等、農業）所得、不動産所得のある人

1 事業・不動産所得のある人は、申告書裏面の「8 事業・不動産所得に関する事項」欄に記入してください。

【記入例】 8 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号」又は「所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
営業等	春日井商店 春日井市鳥居松町	1,300,000 ^円	800,000 ^円	円
不動産	春日井不動産 1234567890123	720,000	420,000	

2 申告書表面「1 収入金額等」の「①、②、⑤」欄に収入金額を記入してください。また、「2 所得金額」の「⑯、⑰、⑳」欄に、次のとおり計算した所得を記入してください。

$$\text{事業・不動産所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額（青色申告の場合）}$$

総合譲渡・一時所得のある人

1 総合譲渡・一時所得のある人は、申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に記入してください。

【記入例】 11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時		2,300,000	1,500,000	800,000	500,000	ハ 300,000
		合計 イ + [(ロ + ハ) × 1/2]				ニ 150,000

2 イの金額を申告書表面「1 収入金額等」の「⑫」欄に、ロの金額を「⑬」欄に、ハの金額を「⑭」欄に記入してください。ニの金額を申告書表面「2 所得金額」の「㉔」欄に記入してください。

非課税所得のある人

1 非課税所得(※)のある人は、申告書裏面の「15 非課税所得に関する事項」欄に記入してください。

【記入例】 15 非課税所得に関する事項

年金・保険等の種類	年間受給額
障害年金	2,100,000 ^円

※非課税所得とは

障害年金・遺族年金・傷病賜金等の給付、または雇用保険（失業保険）・労災保険等の給付など

10 所得金額

所得金額は、収入金額から、その収入を得るための必要経費又は法令で定められている一定の控除額を差し引いて計算します。

所得の種類	内 容		
営業等所得	卸売業、小売業、製造業、サービス業、飲食店業等の営業から生ずる所得 医師・弁護士・外交員等の自由職業、漁業等の事業から生ずる所得 ＜必要経費＞販売した商品の原価、租税公課、地代、減価償却費等		
農業所得	農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育等の事業から生ずる所得 ＜必要経費＞ 種苗費、肥料費、家畜の飼料費等		
不動産所得	土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶・航空機の貸付けによる所得 ＜必要経費＞ 固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費、借入金の利子等		
利子所得	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配による所得（源泉分離課税の利子は除きます。）		
配当所得	株式の配当、出資の配当、剰余金の分配等による所得 一般株式等の配当等は少額でも全て課税の対象となりますので、申告の必要があります。 ＜必要経費＞ 株式等の元本の取得に要した負債の利子 上場株式等の配当所得は、「所得税の確定申告」においては、これまでどおり課税方式が選択できますが、令和6年度以降の「市民税・県民税申告」は、「所得税の確定申告」で選択した課税方式がそのまま適用されることとなります。		
給与所得	給料、賃金、賞与、俸給、歳費等による所得 給与所得の金額は、給与等の収入金額の合計から次のとおり計算します。 ※ 給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合は、給与所得の算出方法や必要書類等が異なります。		
	給与等の収入金額の合計（A）	給与所得の金額	
	550,999 円以下	0 円	
	551,000 円 ～ 1,618,999 円	(A) - 550,000 円	
	1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
	1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
	1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
	1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
	1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(B)は(A)を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てた金額	(B) × 4 × 60% + 100,000 円
	1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		(B) × 4 × 70% - 80,000 円
	3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		(B) × 4 × 80% - 440,000 円
	6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	(A) × 90% - 1,100,000 円	
8,500,000 円以上	(A) - 1,950,000 円		
【所得金額調整控除】			
以下に該当する人は、総所得金額を計算する際に給与所得の金額から所得金額調整控除額が控除されます。どちらにも該当する場合は、その両方が適用されます。			
1 給与所得と公的年金等に係る雑所得が双方ある人 所得金額調整控除額 = 給与所得控除後の給与等の金額（上限 10 万円） + 公的年金等に係る雑所得の金額（上限 10 万円） - 10 万円			
2 給与等の収入金額が 850 万円を超える人で特別障害に該当する人、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する人又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人 所得金額調整控除額 = {給与等の収入金額（上限 1,000 万円） - 850 万円} × 10%			

所得の種類	内 容																					
雑所得	雑所得の金額は、「公的年金等」と「業務」と「その他」に分けて計算します。																					
	【公的年金等】厚生年金、国民年金、企業年金、恩給等による所得																					
	※ 遺族年金、障害年金等は非課税所得になりますので、申告書裏面の「15 非課税所得に関する事項」にご記入ください。																					
	公的年金等に係る雑所得は、「公的年金等の収入金額」と「年齢」から次のとおり計算します。公的年金等の収入金額は、「公的年金等の源泉徴収票」を参考に、支給を受けている全ての年金の支払金額を合計してください（配偶者の年金は合計しません。）。																					
	<table border="1" data-bbox="300 577 1501 904"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 577 451 620">65歳未満</th> <th data-bbox="451 577 1018 620">公的年金等の収入金額（C）</th> <th data-bbox="1018 577 1501 620">公的年金等の雑所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 620 451 672">以後の生まれ</td> <td data-bbox="451 620 1018 672">600,000 円以下</td> <td data-bbox="1018 620 1501 672">0 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 672 451 723">昭和34年1月2日</td> <td data-bbox="451 672 1018 723">600,001 円 ～ 1,300,000 円</td> <td data-bbox="1018 672 1501 723">(C) - 600,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 723 451 775">昭和34年1月2日</td> <td data-bbox="451 723 1018 775">1,300,001 円 ～ 4,100,000 円</td> <td data-bbox="1018 723 1501 775">(C) × 75% - 275,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 775 451 826">昭和34年1月2日</td> <td data-bbox="451 775 1018 826">4,100,001 円 ～ 7,700,000 円</td> <td data-bbox="1018 775 1501 826">(C) × 85% - 685,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 826 451 878">昭和34年1月2日</td> <td data-bbox="451 826 1018 878">7,700,001 円 ～ 10,000,000 円</td> <td data-bbox="1018 826 1501 878">(C) × 95% - 1,455,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 878 451 904"></td> <td data-bbox="451 878 1018 904">10,000,001 円以上</td> <td data-bbox="1018 878 1501 904">(C) - 1,955,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	65歳未満	公的年金等の収入金額（C）	公的年金等の雑所得の金額	以後の生まれ	600,000 円以下	0 円	昭和34年1月2日	600,001 円 ～ 1,300,000 円	(C) - 600,000 円	昭和34年1月2日	1,300,001 円 ～ 4,100,000 円	(C) × 75% - 275,000 円	昭和34年1月2日	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	(C) × 85% - 685,000 円	昭和34年1月2日	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	(C) × 95% - 1,455,000 円		10,000,001 円以上	(C) - 1,955,000 円
	65歳未満	公的年金等の収入金額（C）	公的年金等の雑所得の金額																			
以後の生まれ	600,000 円以下	0 円																				
昭和34年1月2日	600,001 円 ～ 1,300,000 円	(C) - 600,000 円																				
昭和34年1月2日	1,300,001 円 ～ 4,100,000 円	(C) × 75% - 275,000 円																				
昭和34年1月2日	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	(C) × 85% - 685,000 円																				
昭和34年1月2日	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	(C) × 95% - 1,455,000 円																				
	10,000,001 円以上	(C) - 1,955,000 円																				
<table border="1" data-bbox="300 936 1501 1263"> <thead> <tr> <th data-bbox="300 936 451 978">65歳以上</th> <th data-bbox="451 936 1018 978">公的年金等の収入金額（C）</th> <th data-bbox="1018 936 1501 978">公的年金等の雑所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 978 451 1030">以前の生まれ</td> <td data-bbox="451 978 1018 1030">1,100,000 円以下</td> <td data-bbox="1018 978 1501 1030">0 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1030 451 1081">昭和34年1月1日</td> <td data-bbox="451 1030 1018 1081">1,100,001 円 ～ 3,300,000 円</td> <td data-bbox="1018 1030 1501 1081">(C) - 1,100,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1081 451 1133">昭和34年1月1日</td> <td data-bbox="451 1081 1018 1133">3,300,001 円 ～ 4,100,000 円</td> <td data-bbox="1018 1081 1501 1133">(C) × 75% - 275,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1133 451 1184">昭和34年1月1日</td> <td data-bbox="451 1133 1018 1184">4,100,001 円 ～ 7,700,000 円</td> <td data-bbox="1018 1133 1501 1184">(C) × 85% - 685,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1184 451 1236">昭和34年1月1日</td> <td data-bbox="451 1184 1018 1236">7,700,001 円 ～ 10,000,000 円</td> <td data-bbox="1018 1184 1501 1236">(C) × 95% - 1,455,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1236 451 1263"></td> <td data-bbox="451 1236 1018 1263">10,000,001 円以上</td> <td data-bbox="1018 1236 1501 1263">(C) - 1,955,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	65歳以上	公的年金等の収入金額（C）	公的年金等の雑所得の金額	以前の生まれ	1,100,000 円以下	0 円	昭和34年1月1日	1,100,001 円 ～ 3,300,000 円	(C) - 1,100,000 円	昭和34年1月1日	3,300,001 円 ～ 4,100,000 円	(C) × 75% - 275,000 円	昭和34年1月1日	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	(C) × 85% - 685,000 円	昭和34年1月1日	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	(C) × 95% - 1,455,000 円		10,000,001 円以上	(C) - 1,955,000 円	
65歳以上	公的年金等の収入金額（C）	公的年金等の雑所得の金額																				
以前の生まれ	1,100,000 円以下	0 円																				
昭和34年1月1日	1,100,001 円 ～ 3,300,000 円	(C) - 1,100,000 円																				
昭和34年1月1日	3,300,001 円 ～ 4,100,000 円	(C) × 75% - 275,000 円																				
昭和34年1月1日	4,100,001 円 ～ 7,700,000 円	(C) × 85% - 685,000 円																				
昭和34年1月1日	7,700,001 円 ～ 10,000,000 円	(C) × 95% - 1,455,000 円																				
	10,000,001 円以上	(C) - 1,955,000 円																				
※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が（1）1,000万円を超え2,000万円以下の場合又は（2）2,000万円を超える場合、それぞれ（1）10万円、（2）20万円を公的年金等に係る雑所得の金額に加えます。																						
【業務】原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得																						
【その他】私的年金（個人年金、互助年金等）による所得など、他の所得にあてはまらないもの <必要経費>年金の掛金、交通費、調査研究費など																						
総合譲渡所得 一時所得	総合譲渡所得、一時所得のいずれかがある人は、収入金額や必要経費などを申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入して、所得金額を計算してください。																					
総合譲渡 所得	機械、自動車等の資産の譲渡から生ずる所得（土地・建物等の譲渡、株式等の譲渡で分離課税されるものは除きます。） 資産ごとに収入から必要経費を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引きます。 <必要経費>譲渡した資産の取得価額、設備費、改良費、譲渡費用																					
一時所得	生命保険の満期金、懸賞当選金品、競馬・競輪の払戻金等の一時的な所得 各収入から必要経費を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引きます。 <必要経費> 収入を得るために支出した金額																					
分離課税に 係る所得	分離課税（土地・建物等の譲渡、株式等の譲渡、先物取引、山林）に係る所得のある人は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出していただきます。申告用紙は、市ホームページからダウンロードできます。（3ページ〈4〉参照）																					

11 所得控除

○所得から差し引く金額

控除の種類	控除を受けるための要件（内容）	控除額
雑損控除	あなたや生計を一にする前年中の総所得金額等が前年分の所得税の基礎控除の額以下の配偶者、その他の親族が有する資産について、災害、盗難、横領にあった場合（差引損失額＝損失額－保険等の補填額） ※ 罹災（り災）証明書、盗難被災届、損害に関する明細書等の添付又は提示が必要です。	（差引損失額－総所得金額等の10%）と（差引損失額のうち災害関連支出金額－5万円）とのいずれか多い方の金額
医療費控除	①あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のためにあなたが支払った医療費で、保険金等で補填される金額を差し引いた残りの額が10万円（総所得金額等が200万円未満の場合は、その5%相当額）を超える場合。	①医療費の金額－保険等の補填額－（「10万円」と「総所得金額等の5%」とのいずれか少ない方の金額）【限度額200万円】
	②医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組（注1）を行っており、あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のためにあなたが支払ったスイッチO T C医薬品の購入金額から保険金等で補填される金額を差し引いた残りの額が1万2千円を超える場合。 （注1）一定の取組とは、インフルエンザの予防接種、人間ドックやがん検診など法令に基づき行われる健康の保持増進及び疾病の予防への取組をいいます。	②スイッチO T C医薬品の購入金額－保険等の補填額－1万2千円【限度額8万8千円】
	注意 記載例（14ページ）を参考に、必ず医療費控除の明細書を作成してください。 ※ 令和3年度から、領収書の添付又は提示による医療費控除の適用はできなくなっております。	医療費控除は①か②のいずれか一方のみ適用できます。 ※ 一度申告した場合に、選択しなおすことはできません。
社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のためにあなたが支払った健康保険料、国民年金保険料、介護保険料等がある場合 ※ 控除証明書等の添付又は提示をお願いします（国民年金保険料等については添付又は提示が必要です。）。	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模企業共済の共済契約に基づく掛金や心身障害者扶養共済の掛金、確定拠出年金の個人型年金加入者掛金等がある場合 ※ 納付済額証明書の添付又は提示が必要です。	支払った金額
生命保険料控除	あなたや配偶者、その他の親族が受取人となっている保険契約等で、あなたが支払った一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合 ※ 控除証明書の添付又は提示が必要です。	13ページの<表I>参照
地震保険料控除	地震等損害により生じた損失の額を補填する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づいて、あなたが支払った地震等損害部分の保険料や掛金がある場合 ※ 控除証明書の添付又は提示が必要です。	13ページの<表II>参照
*1*4 ひとり親控除	現に婚姻していない又は配偶者の生死が不明の人の内、次の三つの要件の全てに当てはまる人 (1)前年中の総所得金額等が48万円以下で、かつ他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない生計を一にする子がいること。 (2)合計所得金額が500万円以下であること。 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。	30万円
*1*4 寡婦控除	ひとり親控除の対象とならない人の内、夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない場合 ひとり親控除の対象とならない人の内、夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明の人の内、前年中の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない場合	26万円

控除の種類	控除を受けるための要件（内容）		控除額			
*1*4 勤労学生 控除	あなたが学生で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得を有する人のうち前年中の合計所得金額が75万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合 ※ 各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている人は、証明書の添付又は提示が必要です。		26万円			
*1*4 障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が次に該当する場合 ①身体障害者手帳3～6級、療育手帳B・C判定、精神障害者保健福祉手帳2・3級などの交付を受けている ②障害者控除対象者認定書の交付を受けている ※ 障害者手帳等の提示をお願いします。		26万円			
	特別障害者	身体障害者手帳が1級又は2級、療育手帳がA判定、精神障害者保健福祉手帳が1級などの場合	30万円			
	同居特別障害者	特別障害者に該当する同一生計配偶者、扶養親族と同居を常況としている場合	53万円			
*1*2*3*4 配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合		(A)	(B)	(C)	
	あなたの合計所得金額	(A) 900万円以下 (B) 900万円超950万円以下 (C) 950万円超1,000万円以下 ※ 1,000万円超は控除対象外	配偶者が70歳未満（昭和29年1月2日以後の生まれ）	33万円	22万円	11万円
*1*2*3*4 配偶者 特別控除	あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合 ※ 夫婦間で互いに要件を満たす場合、配偶者特別控除を受けられるのは、いずれか1人のみです。		配偶者の前年中の合計所得金額	(A)	(B)	(C)
			480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
			1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円
			1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
			1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
			1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
			1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
			1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
		1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円	
*1*2*3*4 扶養控除	あなたと生計を一にする年齢16歳以上（平成20年1月1日以前の生まれ）の親族の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ※ 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除はありません。					
	特定扶養親族	平成13年1月2日～平成17年1月1日の生まれ	45万円			
	老人扶養親族	昭和29年1月1日以前の生まれ	38万円			
	同居老親等扶養親族	老人扶養親族のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で、同居を常況としている場合	45万円			
	一般の扶養親族	上記以外の扶養親族	33万円			
基礎控除	納税義務者は、合計所得金額に応じて次のとおり控除が受けられます。					
			2,400万円以下	43万円		
			2,400万円超2,450万円以下	29万円		
			2,450万円超2,500万円以下	15万円		
		2,500万円超	0円			

*1 令和5年12月31日の現況によって判定します。その対象者が令和5年中に死亡された場合は、死亡時の現況によって判定します。

*2 生計を一にする事業専従者、他の納税義務者の同一生計配偶者、扶養親族となっている人等を除きます。

*3 国外に住所を有する親族を扶養とする場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付または提示が必要です。

ただし、30歳以上70歳未満の親族は、次のいずれかに該当する場合を除き扶養控除の対象外となります。

①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

②障がい者

③あなたから令和5年中に生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

*4 申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4 所得から差し引かれる金額」に記載のない場合、控除が認められない場合がありますので、必ず記入してください。

12 税額控除

○算出した税額（所得割）から差し引く金額

控除の種類	内 容					
調整控除	<p>所得税から市民税・県民税へ税源移譲の際に、市民税・県民税の基礎控除や扶養控除等の人的控除額が所得税よりも低くなったことから、これを調整するために所得割額から控除されます。ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。</p>					
	合計課税所得金額* ⁵ が200万円以下の場合		合計課税所得金額* ⁵ が200万円超の場合			
	a（人的控除額の差* ⁶ の合計額）と b（合計課税所得金額）のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）		a（人的控除額の差* ⁶ の合計額）から b'（合計課税所得金額から200万円を控除した金額）を差し引いた金額の5%（市民税3%、県民税2%） ただし、a - b'が5万円未満の場合は5万円の5%（市民税3%、県民税2%）			
<p>* 5 合計課税所得金額とは、課税総所得金額（給与・年金・営業等・不動産などの所得から、社会保険料・生命保険料・扶養などの所得控除を差し引いた金額）、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のことをいいます。</p> <p>* 6 人的控除額の差とは、所得税と市民税・県民税における基礎控除や扶養控除等の控除額の差額をいいます（人的控除額の差は市ホームページを参照してください）。</p>						
配当控除	<p>課税される配当所得がある場合、配当所得の金額に次の控除率を乗じた金額が所得割額から控除されます。ただし、申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用はありません。</p>					
	種 類	課税総所得金額等		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分	
				市民税	県民税	市民税
利益の配当等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除	<p>所得税の確定申告において株式配当や株式譲渡所得を申告する場合は、配当を受ける際や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当割又は株式等譲渡所得割が、市民税・県民税の所得割額から控除されます。</p> <p>※ 確定申告書第2表に記載がない場合、控除は適用されません。</p>					
寄附金税額控除	<p>あなたが前年中に次の寄附金を支出し、①②③④の合計額が2,000円を超える場合は、次のように計算した金額が、所得割額から控除されます。また、①の場合は、特例控除額*⁷が加算されます。</p> <p>①総務大臣の指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税） ②賦課期日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 ③賦課期日現在の住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金 ④①を除く都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金</p>					
	市民税		県民税			
	(寄附金* ⁸ - 2,000円) × 6%		(寄附金* ⁸ - 2,000円) × 4%			
特例控除額 (①の場合)	[(寄附金 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率 × 1.021)] × 3/5		特例控除額 (①の場合)	[(寄附金 - 2,000円) × (90% - 所得税の限界税率 × 1.021)] × 2/5		
<p>* 7 所得割額の20%が限度です。 * 8 所得金額等の30%が限度です。 ※ 申告の内容によっては特例控除額の計算が異なる場合があります。 ※ ふるさと納税については、寄附先に申請することにより「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けることができます。ただし、確定申告又は市民税・県民税申告を行う場合や、6自治体以上に寄附する場合などは、この特例が適用されません。</p>						
住宅借入金等特別税額控除	<p>平成21年から令和7年12月までの入居に係る所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けており、所得税で引き切れない額がある場合に、次のいずれか少ない額（上限97,500円、平成26年4月から令和3年12月までの入居は上限136,500円*⁹）が所得割額から控除されます。</p> <p>①所得税の住宅借入金等特別控除のうち所得税から控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の5%（平成26年4月から令和3年12月までの入居は7%*⁹）</p> <p>* 9 住宅にかかる消費税率が8%又は10%の場合のみです。</p>					

<表 I> 【生命保険料控除】各保険料ごとに控除を計算します。

新制度	生命保険料・個人年金保険料 ・介護医療保険料の場合	旧制度	生命保険料・ 個人年金保険料の場合
	(平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した 保険契約等に係る保険料)		(平成 23 年 12 月 31 日以前に締結し た保険契約等に係る保険料)
支払った保険料の金額 D:	控除額	支払った保険料の金額 E:	控除額
12,000 円以下	D と同額	15,000 円以下	E と同額
12,001 円～ 32,000 円	D × 1/2 + 6,000 円	15,001 円～ 40,000 円	E × 1/2 + 7,500 円
32,001 円～ 56,000 円	D × 1/4 + 14,000 円	40,001 円～ 70,000 円	E × 1/4 + 17,500 円
56,001 円以上	一律に 28,000 円	70,001 円以上	一律に 35,000 円
※ 同じ種類の保険料を支払い、新契約と旧契約の双方の控除の適用を受ける 場合、控除の限度額は 28,000 円です。			
※ 各保険料控除の合計の限度額は 70,000 円です。			

<表 II> 【地震保険料控除】

地震保険料の場合	
支払った保険料の金額 F:	地震保険料控除額
50,000 円以下	F × 1/2 の金額
50,001 円以上	一律に 25,000 円
旧長期損害保険料の場合	
支払った保険料の金額 G:	地震保険料控除額
5,000 円以下	G と同額
5,001 円～ 15,000 円	G × 1/2 + 2,500 円
15,001 円以上	一律に 10,000 円
※ 地震保険料、旧長期損害保険料 のそれぞれの地震保険料控除の合 計の限度額は 25,000 円です。	

<表 III> 申告分離課税に係る所得割の税率

区 分			市民税	県民税
長期譲渡所得	一般		3%	2%
		特定	2,000 万円以下の部分	2.4%
		2,000 万円超の部分	3%	2%
	軽減	6,000 万円以下の部分	2.4%	1.6%
6,000 万円超の部分		3%	2%	
短期譲渡所得	一般	5.4%	3.6%	
	軽減	3%	2%	
株式等譲渡所得	上場 株式等	特定口座	(* 10)	
		源泉徴収口座		
		簡易申告口座	3%	2%
		一般口座		
	証券会社を通じない売買分 一般株式等	3%	2%	
(申告分離) 上場株式等の配当等所得* 11			3%	2%
先物取引所得			3%	2%

* 10 株式等譲渡所得割 (5%) が特別徴収されています。原則、申告は不要ですが、各種控除の適用を受けるために申告 (確定申告) することも可能です。ただし、申告により合計所得金額に算入されますので、国民健康保険税 (料) や介護保険料等の算定に影響することがあります。

* 11 配当所得は、総合課税の場合、市民税 6%、県民税 4% となります。申告分離課税を選択した場合、配当控除は受けられませんが、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算が可能となります。

合計所得金額とは

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額

※ 申告分離課税に係る所得がある場合には、それらの特別控除適用前の所得金額の合計額を加算した金額
なお、現年分離課税の退職所得金額は除きます。

①事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額 (損益通算後の金額)

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額 (損益通算後の金額) の 2 分の 1 の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

総所得金額等とは

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額

※ 申告分離課税に係る所得がある場合には、それらの特別控除適用前の所得金額の合計額を加算した金額
なお、現年分離課税の退職所得金額は除きます。

①事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額 (損益通算後の金額)

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額 (損益通算後の金額) の 2 分の 1 の金額

ただし、「合計所得金額」で掲げた繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額

申告書 下書き用



(宛先) 春日井市長

令和6年度 市民税・県民税申告書

現住所	個人番号										
1月1日現在の住所	電話番号										
フリガナ	生年月日	世帯主の氏名			世帯主との続柄						
氏名	T S H R . .										

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

免・保・マ・在・他 ()

整理番号

社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料	
	国民健康保険	円	介護保険	円	
	後期高齢者医療	円	国民年金	円	
	その他	円	合計	円	
小規模企業共済等掛金控除	掛金の種類	支払った掛金 円			
生命保険料控除	新制度	56 生命保険料の計	旧制度	44 生命保険料の計	
		円		円	
		57 個人年金保険料の計		45 個人年金保険料の計	
円	円				
	58 介護医療保険料の計	円			
地震保険料控除	47 地震保険料の計	46 旧長期損害保険料の計	円		
本人控除	<input type="checkbox"/> 障害者控除 身体・精神療育・その他	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)	<input type="checkbox"/> ひとり親控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	(学校名)
配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	配偶者の氏名		生年月日	48 配偶者の合計所得金額	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
	個人番号	T S H R . .		円	
扶養控除	氏名	生年月日	T S H R . .	続柄	<input type="checkbox"/> 同居 16歳未満 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 該当
	個人番号			障がい	身体・精神療育・その他 級判定度
	氏名	生年月日	T S H R . .	続柄	<input type="checkbox"/> 同居 16歳未満 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 該当
	個人番号			障がい	身体・精神療育・その他 級判定度
	氏名	生年月日	T S H R . .	続柄	<input type="checkbox"/> 同居 16歳未満 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 該当
	個人番号			障がい	身体・精神療育・その他 級判定度

別居の扶養親族等がいる場合は、裏面「13」に氏名、住所等を記入してください。

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
医療費控除	104 支払医療費等	105 保険金などで補填される金額	円

5 寄附金に関する事項

98	都道府県・市区町村分 (特別控除対象)	円	100	愛知県条例指定分	円
99	愛知県共同基金分、日本赤十字愛知県支部分 都道府県・市区町村分 (特別控除対象以外)	円	101	春日井市条例指定分	円

**※このページは、申告書の下書き用です。
申告書として提出できませんので、
ご注意ください。**

収入金額等	1 事業	営業等	①	円	
		農業	②		
		不動産	⑤		
		利子	⑥		
		配当	⑦		
		給与	⑧		
		公的年金等	⑩		
		雑業務	⑥⑩		
		その他	⑥⑪		
		総合譲渡	⑫		
		一時	⑬		
		合計	⑭		
	所得金額	2 事業	営業等	⑬	
			農業	⑭	
		不動産	⑲		
		利子	⑲		
		配当	⑲		
		給与	⑲		
		公的年金等	⑲		
	雑業務	⑲			
	その他	⑲			
	総合譲渡・一時	⑲			
	合計	⑲			
所得から差し引かれる金額	4 社会保険料控除	⑳			
	小規模企業共済等掛金控除	㉑			
	生命保険料控除	㉒			
	地震保険料控除	㉓			
	寡婦・ひとり親控除	㉔			
	勤労学生・障害者控除	㉕			
	配偶者控除	㉖			
	配偶者特別控除	㉗			
	扶養控除	㉘			
	基礎控除	㉙	430,000		
小計	㉚				
雑損控除	㉛				
医療費控除	㉜				
合計	㉝				

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与と所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

※おことわり この申告の手引きは、令和6年1月1日現在の地方税法に基づいて作成してあります。今後税法の改正などにより変更することがあります。

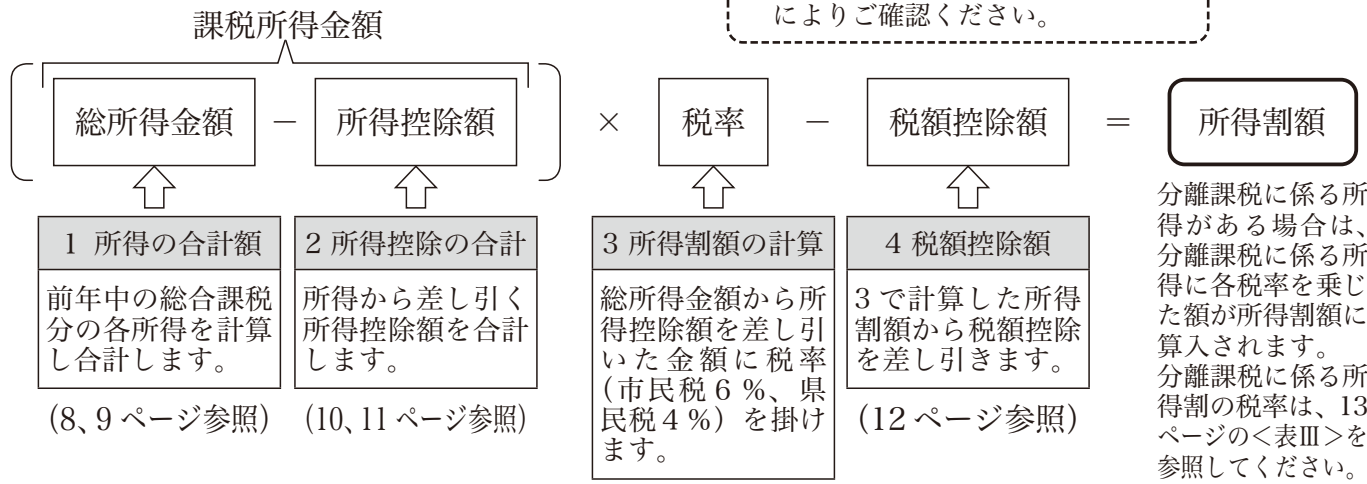
市民税・県民税及び森林環境税の税額

市民税・県民税には、納税義務のある人に均等に負担していただく「均等割 (4,500 円)」と、前年の所得に応じて負担していただく「所得割」とがあり、その合計額に森林環境税を足した金額が年税額となります。

$$\text{年税額} = \text{均等割額 } 4,500 \text{ 円 (内訳 市 } 3,000 \text{ 円 県 } 1,500 \text{ 円)} + \text{所得割額} + \text{森林環境税 } 1,000 \text{ 円 (国税)}$$

所得割額の計算方法

※定額減税については、納税通知書等によりご確認ください。



市民税・県民税が課税されない人

市民税・県民税が課税されない人は、区分ごとに次のいずれかの要件に該当する人です。

区 分	要 件
均等割も所得割も課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1月1日現在生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ○ 未成年者 (平成 18 年 1 月 3 日以後の生まれ)・寡婦・ひとり親・障がい者のいずれかに該当する人で、前年中の合計所得金額 (13 ページ参照) が 135 万円以下の人 ○ 前年中の合計所得金額が次の金額以下の人 <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族等を有しないとき 42 万円 扶養親族等を有するとき 32 万円 × 人数 (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族 (16 歳未満の扶養親族含む)) + 28 万 9 千円
所得割が課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年中の総所得金額等 (13 ページ参照) が次の金額以下の人 <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族等を有しないとき 45 万円 扶養親族等を有するとき 35 万円 × 人数 (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族 (16 歳未満の扶養親族含む)) + 42 万円 ○ 所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人

【市民税・県民税が非課税となる所得の基準】

同一生計配偶者 + 扶養親族数	市民税・県民税がかからない人	合計所得金額 (給与収入金額)	所得割がかからない人	総所得金額等 (給与収入金額)
0 人	420,000 円	420,000 円 (970,000 円)	450,000 円	450,000 円 (1,000,000 円)
1 人	320,000 円 × 2 + 289,000 円	929,000 円 (1,479,000 円)	350,000 円 × 2 + 420,000 円	1,120,000 円 (1,703,999 円)
2 人	320,000 円 × 3 + 289,000 円	1,249,000 円 (1,899,999 円)	350,000 円 × 3 + 420,000 円	1,470,000 円 (2,215,999 円)
3 人	320,000 円 × 4 + 289,000 円	1,569,000 円 (2,355,999 円)	350,000 円 × 4 + 420,000 円	1,820,000 円 (2,715,999 円)

※森林環境税は非課税となる所得の基準が、市民税・県民税と異なります。詳しくは、市ホームページを確認してください。



春日井市 HP
森林環境税